

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年12月29日から施行する。

制 定 理 由

川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立図書館規則 平成2年6月27日教委規則第15号</p> <p>川崎市立図書館規則 (第1条～第5条 略) (図書館資料の貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受け ることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団 体で図書館長が適当と認めるものをいう。）で、次条に規定する登録 をし、かつ、貸出カードの交付を受けたものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立図書館規則 平成2年6月27日教委規則第15号</p> <p>川崎市立図書館規則 (第1条～第5条 略) (図書館資料の貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受け ることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団 体で図書館長が適当と認めるものをいう。）で、次条に規定する登録 をし、かつ、貸出カードの交付を受けたものとする。</p> <p>2 川崎市利用者識別カードの公布を受けている者が図書館におい て所定の手続を行ったときは、次条に規定する登録を行ったものと みなし、当該カードを貸出カードとして使用することができる。</p> <p>(以下 略)</p>